

地震防災規程

給油取扱所名 _____

地震防災規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、大規模地震対策特別措置法に基づく**東海地震に関する情報、東海地震予知の情報に基づく警戒宣言**発令時における地震防災について必要な事項を定め、大規模地震による災害の防止と、被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、_____ 給油所に勤務し又は出入りするすべての者に適用する。

第2章 平常時における対策

(施設の安全対策)

第3条 給油所の安全性について、耐震検査等を行い、その結果に基づき補強等の整備を行う。

- 2 計量機、タンク等の危険物取扱設備及び防火塀、看板等の地震動による転倒、移動、落下等二次的被害を予防するため取付け部分の補強等の措置を講ずる。
- 3 その他建築物、洗車機、リフト等の付属設備の点検整備の措置を行うものとする。

(地震防災隊の編成)

第4条 **東海地震注意情報発表時**から地震発生時に備え、別表1の地震防災隊の編成と任務分担を作成する。

- 2 隊長は所長をもってあて、副隊長は _____ を持ってあてる。
- 3 隊長は地震防災隊の活動に関する業務を総括する。
- 4 副隊長は隊長を助け、隊長に事故ある時又は不在の時はその職務を代理する。

(地震防災隊の班長)

第5条 地震防災隊の各班に班長を置く。

- 2 班長は隊長が任命する。
- 3 班長は担当隊員を指揮命令する。

第3章 **東海地震注意情報発表**から警戒宣言発令時までの措置

(**東海地震注意情報**の伝達)

第6条 **東海地震注意情報発表**を知った者は、速やかに所長又は他の職員に報告しなければならない。

- 2 所長は、職員に正確な情報の入手に努めさせ、**東海地震注意情報**に接した

場合は、直ちに地震防災隊を立ち上げ、別表2 地震防災対策チェック表により各班の任務分担に応じた応急対策の準備的な対応を講じ、必要に応じ点検整備班に別表3 に定める応急対策、緊急措置等を別表4 の行動基準により行うものとする。

(隊員の緊急動員)

第7条 隊員は、休日又は夜間において東海地震注意情報発表を知った時、又は連絡を受けた時は、やむを得ない場合を除き、直ちに出勤し応急対策の準備的な対応を講じなければならない。

2 隊員以外の職員は、原則として自宅待機とする。

第4章 警戒宣言発令時の措置

(地震防災隊の応急活動)

第8条 警戒宣言が発令された時は、地震防災隊各班は任務分担に応じ、別表2 地震防災対策チェック表による点検確認等の応急活動を実施する。

(警戒宣言発令の伝達)

第9条 職員は、テレビ、ラジオ、又はサイレン等によって、警戒宣言の発令を知った時は、地震予知の内容を記録し隊長及び情報伝達班に報告する。

2 隊長は、報告を受けた場合等警戒宣言が発せられたことを確認した時は、警戒宣言が発せられたことを副隊長及び各班長に伝達する。

3 情報伝達班は隊長の指揮を受け情報収集に努めるとともに、職員及び客等給油所にいるすべての人に周知する。

(警戒宣言発令時の緊急措置)

第10条 避難誘導班は、隊長の指揮を受け給油所内の客に対し避難を指示する。

2 点検整備班は、隊長の指揮を受け別表3 に定める応急対策を行う。

3 隊長は、応急対策措置が完了した旨の報告を受けたのち、隊員を除く他の職員を帰宅させる。

4 その他警戒宣言発令時の緊急措置等は、別表4 の行動基準により行うものとする。

第5章 地震発生時の措置

第11条 地震により火災が発生した時は、地震防災隊の総力をあげて消火活動にあたるとともに、関係機関（通信可能な場合、消防等）へ通報する。

2 地震により負傷者等が発生した時は、避難誘導班を中心に救護活動にあたるとともに、関係機関（通信可能な場合、消防等）へ通報する。

第6章 地震発生後の措置

第12条 隊長は、地震の揺れが鎮まった時、人員点呼を行うとともに直ちに別表5 に定める地震発生後チェック表に基づき点検を行い、支障をきたすも

のにあつては、直ちに応急措置をとる。

- 2 地震により危険物の流出漏えいが発生した時は、点検整備班を中心に防止措置を行うとともに、関係機関（通信可能な場合、消防、警察、海上保安部等）へ通報する。

第7章 訓練及び教育・広報

（地震防災訓練）

第13条 地震災害を最小限にとどめるため、訓練によって技術を習得し、各人が定められた分担を確実に果たすため、次の訓練を行う。

（1）個別訓練

情報伝達・避難など班別の訓練を年1回以上実施する。

（2）総合訓練

個別訓練をまとめたものを年1回以上実施する。

- 2 職員が、市の行う防災訓練に参加するよう便宜を図る。

（地震防災に関する教育及び広報）

第14条 職員に対する地震防災に関する教育は、次によるものとする。

（1）警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置内容。

（2）予想される地震及び津波に関する知識。

（3）地震予知情報が出された場合、及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識。

（4）避難地及び避難経路に関する知識。

（5）職員が果たすべき役割。

（6）地震防災対策として、現在講じられている対象に関する知識。

（7）今後、地震対策として取り組む必要のある課題。

- 2 職員が、市の行う防災教育の研修を受けるよう便宜を図る。

別表 1

地震防災隊編成表

隊長 副隊長		班 長	隊 員	任 務 分 担
隊長 所長	副隊長 所長職務代行者	情報伝達班 (所 長)	給油所員	1 情報の収集と伝達 2 消防機関等関係機関との連絡 3 地震防災隊各班との連絡調整 4 災害状況の記録及び報告
		避難誘導班 (所 長)	給油所員	1 非常口の開放及び確認 2 避難障害物の排除 3 客の避難誘導 4 給油所内への車両出入り禁止 5 負傷者の応急手当
		点検整備班 (所 長)	給油所員	1 火気等の遮断の確認 2 転倒、落下物等の点検確認 3 計量機等各種設備の安全措置 4 消火器、油処理剤の屋外配置 5 その他別表 3 にあげる応急対策

別表 2

地震防災対策チェック表

実施事項	東海地震 注意情報 発表時適否	措置	警戒宣言 発令時適否
給油所内の車両の移動は			
ロープ等車両出入禁止措置は			
計量機、洗車機等の安全措置は			
販売室、整備室の転倒落下物は			
看板等屋外の転倒落下物は			
危険物容器の油庫内収納は			
タンク内の危険物残量確認は			
配管等のバルブ確認は			
火気使用器具の停止は			
LPGボンベ等の固定は			
飲料水の確保は			
非常食料品の確保は			
医薬品、衛生品の確保は			
携帯ラジオ、強力ライトは			
乾電池の確保は			
非常持ち出し品の準備			
防災資機材等の確認・確保			

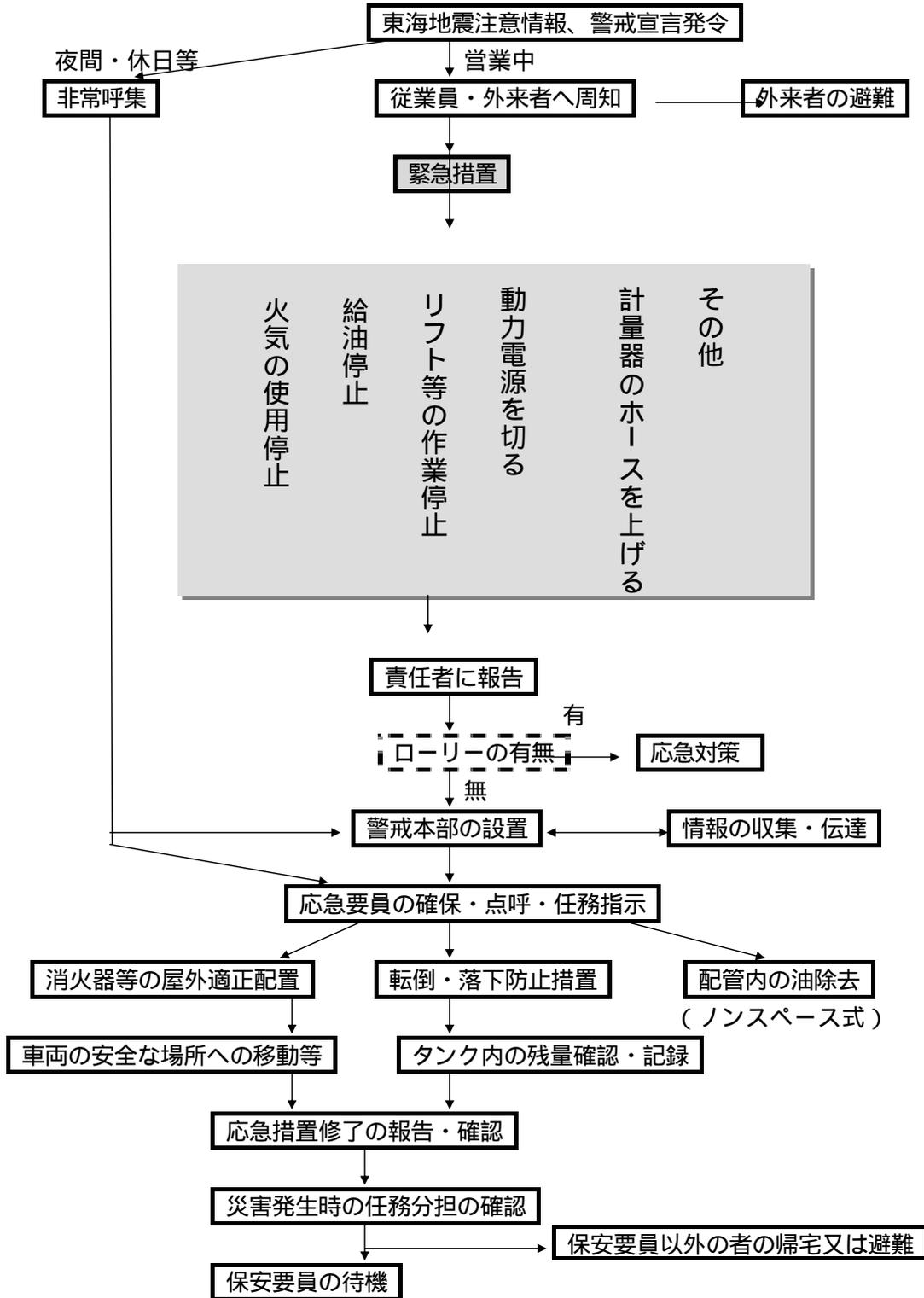
東海地震注意情報発表時	点検完了日時	
	点検者氏名	
警戒宣言発令時	点検完了日時	
	点検者氏名	

(別表3 東海地震注意情報発表、警戒宣言発令時の応急対策)

項目	行動内容	担当者
情報収集	地震予知情報の内容について、テレビ、ラジオ等により確認し、所長に報告する。	
緊急措置	<p>火気の使用を停止し、ガスの元栓を閉める。</p> <p>給油中の場合は直ちに給油を中止し、ノズルを計量機にセットし施錠する。車両の燃料タンクのキャップを完全に閉める。</p> <p>リフトによる整備、洗車作業を直ちに中断し、車両を安全な場所に移動する。(リフトは下げる。)</p> <p>動力電源スイッチを切る。</p> <p>ノンスペース式計量器のホースを上げる。</p>	
消火器等	<p>建物の倒壊、火災・漏えいに備え、消火器、油処理剤等を屋外に配置する。</p> <p>泡消火器の転倒防止措置を確認する。</p>	
転倒、落下防止措置	<p>エンジンオイル、廃油入りドラム缶等は油庫に収納し、転倒防止措置をする。</p> <p>リフト室、油庫等の工具等の落下防止措置を確認する。</p> <p>販売室、事務室の陳列品、書棚等の転倒・落下防止措置を確認する。</p>	
配管内の油の除去	ノンスペース式の計量機については、地上部分の配管に残っている油を地下貯蔵タンクに戻すことが可能な場合、速やかに戻す。	/
車両の安全な場所への移動	<p>車両を安全な場所へ移動し、車止めをする。</p> <p>防火塀転倒、キャノピー落下を予想し、直下の物品を撤去する。</p> <p>給油取扱所内へ出入を禁止する。(ロープを張る等)</p>	
タンク内の残量確認・記録	<p>地震後のタンク漏れの確認等のため、タンク内の油の残量を確認し、記録する。</p> <p>検尺口、注入口のキャップ等の緊結状況を確認する。</p>	
専用タンクへの荷下ろし中の場合	<p>荷積み・荷下ろし作業を直ちに中止する。</p> <p>建築物、工作物、電柱等倒壊のおそれのある場所を避け、安全な場所に車両を移動させる。給油取扱所内又は付近の安全な場所を予め設定しておき、そこへ移動を指示する。</p> <p>エンジンを切り、バルブ、ハッチ等の点検を行い、閉止状況を確認する。</p> <p>サイドブレーキ、車止め等で車両の暴走や移動防止処置をする。</p> <p>積載している消火器を車両の周囲に配置する。</p>	

別表 4

警戒宣言発令時等の給油取扱所における行動基準



(別表 防災資機材等の確認・確保)

<p>防災資機 材等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ロープ (本) ・懐中電灯 (個) ・油吸着材 (枚) ・携帯ラジオ (個) ・ヘルメット (個) ・乾燥砂 (袋) 	<p>保管場所</p>	
<p>食料品</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水 (リットル) (目安：1人1日3リットル) ・乾パン・クッキー (食) ・レトルトごはん (食) 	<p>保管場所</p>	
<p>医療用品</p>	<p>三角巾・包帯・ガーゼ 消毒薬・脱脂綿</p>	<p>保管場所</p>	

別表 5

地震発生後チェック表

実施事項	適否	措置
防火塀の亀裂、損傷はないか		
キャノピーの傾斜、損傷は		
計量機の損傷、油漏れはないか		
配管の亀裂、損傷はないか		
油庫内の容器の転倒落下は		
電気配線、器具に異常はないか		
地下貯蔵タンク内の残量は		
建物の損壊等危険か所はないか		
看板等に危険か所はないか		
窓ガラスの破損か所はないか		
土間に亀裂はないか		
油水分離槽に亀裂、損傷はないか		

点検完了日時	
点検者氏名	